

タイルカーペット 15 点が新たに「大阪府認定リサイクル製品」に認定 (MODE STYLE、ART BANK、COLOR BANK、PICTA)



株式会社川島織物セルコン（本社：京都市左京区 社長：光岡 朗）のタイルカーペット 15 アイテムが、新たに「大阪府認定リサイクル製品」の認定を受けました。

大阪府認定リサイクル製品は、大阪府が循環型社会の形成に関する基本的施策の一つとして運営する制度で、再生品のうち、循環的な利用の促進に特に資するものが認定されます。タイルカーペットの認定基準は、エコマークなどの商品認定基準を満たしていることが条件とされており、川島織物セルコンのカーペットはエコマークの認定を受けている^(※)ことから認定に至りました。2022年3月認定の22点に加え、合計37点が認定品となりました。（※一部除外品あり）

近年、「環境に配慮されているか否か」が商品選択の基準の一つとなってきています。特にタイルカーペットは、2月に環境省より発表されたグリーン購入法に基づく基本方針において、判断基準の見直しがされており、製品の原材料調達から廃

棄・リサイクルに至るまでのライフサイクルにおける温室効果ガス排出量が開示されていることが必要となり、より環境負荷の低い製品が求められる事が予想されます。

川島織物セルコンは、2003年にインテリア業界で初めて使用済みタイルカーペットの廃材を再利用するシステム「e-RECYCLED」を確立しました。廃材を再び資源に変えてタイルカーペットをつくることで廃棄物を減らし、グリーン電力の使用にも取り組み、温室効果ガス（CO₂等）の排出量を削減しています。こうした取り組みが評価され、2010年に「エコ・ファースト企業」の認定を受けました。2018年からは、廃漁網や繊維くず、古いタイルカーペットなどの廃棄物からリサイクルしたナイロン糸を積極的に使用し、海の環境汚染軽減にも取り組んでいます。

川島織物セルコンは、これからも高いデザイン性と環境への取り組みを両立し、環境配慮型商品の開発を続けていきます。

<参考資料>

■大阪府認定リサイクル製品 対象商品

品名	品番	リサイクル 材料 使用率	品名	品番	リサイクル 材料 使用率
ニースプリーツ	AB200	約 44%	サキソニーエコ	AB1300	約 57%
シャンハイプリーツ	AB210	約 59%	ストックホルムツイードⅡ※	AB1400	約 50%
ウィーンプリーツ	AB230	約 56%	ミラノツイードⅡ※	AB1410	約 56%
プラハプリーツ	AB240	約 56%	ニューヨークツイードⅡ※	AB1420	約 56%
シアトルプリーツ	AB250	約 54%	ロンドンツイードⅡ※	AB1430	約 55%
リスボンプリーツ	AB260	約 50%	スチームモーションⅡ※	AB1500	約 50%
ファンクションウェイ	AB300	約 38%	トランスレーションⅡ※	AB1510	約 50%
ナイロビレザー	AB400	約 58%	ストロボライトⅡ※	AB1520	約 50%
ナスカレザー	AB410	約 58%	デアンドナイト※	AB1530	約 50%
マラケシュレザー※	AB420	約 50%	ラトシャ※	AB1540	約 50%
シチリアレザー	AB430	約 55%	リバーサイド	CB1200	約 47%
ソメワケ	AB640	約 44%	ウォークアロング	CB1210	約 47%
CJ パターンライブラリー	AB650	約 40%	アトモスフィア	CB1230	約 47%
カット	AB670	約 40%	アクティブストラテジーⅡ※	CB1600	約 50%
CJ パターンライブラリー	AB680	約 40%	マルチⅡ※	CB1610	約 57%
カット&ループ	AB690	約 40%	ストライプⅡ※	CB1620	約 56%
バルセロナツイード	AB920	約 56%	エニウエア※	CB1630	約 51%
シカゴツイード	AB940	約 38%	カラーソリューション※	CB1640	約 51%
ブリュッセルツイード	AB970	約 44%	※は今回新たに認定された製品		
コペンハーゲンツイード	AB980	約 59%			
リバプールツイード	AB990	約 50%			

■大阪府リサイクル製品認定要件（一部抜粋）

- ・ 府内で販売されている製品であること
- ・ 府内で発生する循環資源を使用し、日本国内で製造される製品である、または、日本国内で発生する循環資源を使用し、府内で製造される製品であること
- ・ 生活環境汚染防止に関する措置が講じられている事業場において、適法に製造される製品であること
- ・ タイルカーペットは、環境等へ配慮し、エコマークなどの商品認定基準を満たしていること

■エコマーク商品認定基準（一部抜粋）

- ・ 廃タイルカーペット由来のポストコンシューマー材料からなる再生材料を、製品全体重量比の 10%以上使用されていること
- ・ ポストコンシューマー材料からなる再生材料が製品全体重量比の 25%以上使用されていること
- ・ 製品は、使用後に再びタイルカーペットとしてリサイクルできることを想定した設計であること